

# 養豚経営安定対策事業実施要綱

	平成 30 年 3 月 26 日付け 29 農畜機第 6847 号
一部改正	平成 30 年 4 月 13 日付け 30 農畜機第 359 号
一部改正	平成 30 年 7 月 16 日付け 30 農畜機第 2377 号
一部改正	平成 30 年 8 月 3 日付け 30 農畜機第 2737 号
一部改正	平成 30 年 9 月 28 日付け 30 農畜機第 3676 号
一部改正	平成 30 年 10 月 31 日付け 30 農畜機第 4301 号

養豚経営については、生産コストと豚枝肉価格の変動によっては収益性の大幅な悪化が懸念される。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、養豚経営者が、粗収益が生産コストを下回った場合に、その差額の一部について補填を受けるために自ら計画的に機構へ資金を拠出する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号）第 10 条第 2 号の規定に基づき補助することとし、もって養豚経営の安定と豚肉の安定供給に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）並びに畜産業振興事業の実施について（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号－1）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## 第 1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、肉豚を販売することを目的として豚を飼養する者であつて、第 4 の 1 の（1）の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けた者（以下「養豚事業者」という。）とする。

## 第 2 事業の内容

この事業の内容は、養豚事業者が経営安定の取組として第 4 の 2 の（7）の養豚補填金の交付を受けるため、機構が設置する養豚拠出資金（以下「養豚資金」という。）への第 4 の 2 の（4）のイの負担金（以下「生産者負担金」という。）の拠出を計画的に行うものとする。機構は、生産者負担金（養豚事業者の負担軽減を図るため、養

豚事業者以外の者が支出する補助金又は拠出金（以下「その他負担金」という。）を含む。）をもって養豚資金を造成するものとする。機構は、第4の2の(6)のアに定める平均粗収益が同イに定める平均生産コストを下回った場合に、養豚資金及び機構の補助金を原資として養豚補填金を交付し、養豚事業者は養豚補填金を受けるものとする。

### 第3 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表1に掲げる補助対象経費及び補助率により、養豚事業者が第2の事業を実施するのに要する経費を補助するものとする。

### 第4 事業の実施

#### 1 事業参加申込書の作成等

- (1) この事業に参加しようとする者は、理事長が別に定める事業参加申込書を作成し、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 事業参加を認められた者は、理事長が別に定める事業参加要件・事業対象頭数確認書を毎年度（事業参加を認められた年度を除く。）作成し、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。
- (3) 事業参加を認められた者が3に定める事業実施期間中において事業参加を中止する場合にあっては、理事長が別に定めるところにより、その旨をあらかじめ理事長に届け出るものとする。

#### 2 事業の要件等

##### (1) 事業参加者

ア 第2の事業の対象となる養豚事業者は、肉豚の生産を行い、当該肉豚に係る損益が帰属する者であって、次の要件のすべてを満たすものとする。ただし、農業協同組合及び農業協同組合連合会にあっては、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の51の規定に定める農業経営規程を定め、農業の経営を行っている者に限る。

(ア) 「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通知）に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する

毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結について、次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。

- a 平成29年度の契約を締結している者が、引き続き平成30年度において契約を締結していること。
- b 新たに平成30年度から契約を締結している者であること。
- c 平成29年度及び平成30年度のいずれにおいても契約を締結していない者であること。
- d 平成29年度において契約をしていた者であって平成30年度において契約を締結しなかったものにあっては、配合飼料の給与を完全に中止していること。なお、この場合にあっては、配合飼料の給与を完全に中止した理由を申し出ること。

(イ) 耕畜連携又はエコフィードの活用の取組に努めようとすること。

イ 養豚事業者は、次に掲げる会社を除くものとする。

(ア) 資本の額又は出資の総額が3億円を超える、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えるもの（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人に該当するもの及び独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条の規定に基づき農林水産大臣が定める基準（平成15年10月1日農林水産省告示第1538号）の2の基準に適合するものを除く。（イ）において同じ。）。

(イ) (ア)に準じるものとして、(ア)に掲げる会社以外の会社であって、次に掲げる会社のいずれかに該当するもの。

- a その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。bにおいて同じ。）の2分の1以上が同一の(ア)に掲げる会社の所有に属している会社。
- b その総株主又は総出資者の議決権の3分の2以上が(ア)に掲げる会社の所有に属している会社（aに掲げる会社を除く。）。

ウ 前事業実施期間（平成27年度から平成29年度の3年間をいう。以下同じ。）において、(8)の規定に基づき、事業参加を取り消

された者に該当しないこと。

エ 新たに養豚経営に参入する等理事長が認める場合を除き、事業実施期間途中での参加は認めないものとする。

## (2) 事業対象頭数

ア この事業の対象となる肉豚（以下「事業対象肉豚」という。）は、その損益が養豚事業者に帰属するものであって、養豚事業者の農場（その損益が養豚事業者に帰属する肉豚が飼養されている農場を含む。）で肥育し、出荷・販売（以下「販売」という。）されるものとする。

イ 養豚事業者ごとの事業実施期間の初年度における事業対象肉豚の頭数（以下「事業対象頭数」という。）は、当該年度の販売見込頭数であって、原則として、前年度に販売したことが確認できる肉豚の頭数に平成 25 年度の全国の肉豚出荷頭数を基準として前年度の同出荷頭数を勘案の上、理事長が別に定める係数を乗じた頭数を上限とするものとする。ただし、平成 29 年度に終了した養豚経営安定対策事業実施要綱（平成 27 年 4 月 1 日付け 26 農畜機第 5861 号。以下「平成 27 年度要綱」という。）に基づく事業の事業実施主体であった者は、平成 29 年度の同事業における事業対象頭数を上限として選択することができるものとする。

ウ 事業実施期間の初年度を除く年度における養豚事業者ごとの事業対象頭数は、前年度の事業対象頭数を上限とする。

なお、（1）のエに基づき、事業実施期間途中で事業に参加した者の当該事業に途中参加した年度及びその翌年度の事業対象頭数については販売見込頭数とする。

エ 事業対象頭数は、当該年度においては変更できないものとする。ただし、天災、火災、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 2 条の 1 に定められた家畜伝染病の発生等のやむを得ない事由又は養豚事業者が豚舎を建て替えることにより販売見込頭数が減少することが見込まれる場合には、理事長が別に定めるところにより、当該年度以降の事業対象頭数を変更できるものとする。

オ エのただし書により事業対象頭数を変更した場合、当該年度の翌年度以降（当該年度限りにおいて販売見込頭数が減少することが見込まれる場合には、当該年度の翌年度とする。）の事業対象頭数は、当該年度の変更前の事業対象頭数を上限として選択することができるものとする。

### (3) 事業対象肉豚に係る権利義務の承継

養豚事業者が、事業実施期間の途中で肉豚生産を中止し、又は廃業する場合は、理事長が別に定めるところにより、事業対象肉豚に係る権利義務を他の養豚事業者（既に本事業に参加している養豚事業者又は新たに養豚経営に参入した者で事業参加を希望する者に限る。）に承継できるものとする。

### (4) 生産者負担金の単価、納付等

#### ア 生産者負担金の単価

理事長は、養豚補填金の交付に要すると見込まれる金額から機構が補助する額を控除した金額の肉豚1頭当たりの額を基準として、事業対象肉豚1頭当たりの生産者負担金の額（以下「生産者負担金単価」という。）を定めるものとする。

#### イ 生産者負担金の納付等

（ア）養豚事業者は、四半期ごとに、当該四半期において販売した事業対象肉豚の頭数（事業対象頭数と前四半期までに販売した事業対象肉豚の累計頭数との差を上限とする。）に生産者負担金単価を乗じて得られた額（その他負担金がある場合は、当該頭数に応じたその他負担金を控除した額）を生産者負担金として、理事長が別に定める期日までに、理事長が別に定める方法により、機構に納付するものとする。ただし、第4四半期にあっては、事業対象頭数から、第3四半期までの事業対象肉豚の頭数を減じて得られた頭数に、生産者負担金単価を乗じて得られた額（その他負担金がある場合は、当該頭数に応じたその他負担金を控除した額）を生産者負担金として、理事長が別に定める期日までに、理事長が別に定める方法により、機構に納付するものとする。

なお、機構は、その他負担金がある場合、当該頭数に応じたその他負担金の額について、県、農協等の養豚事業者以外の者から受領するものとする。

（イ）機構は、養豚補填金に充てる場合を除き、養豚資金を取り崩してはならないものとする。

（ウ）機構は、事業実施期間終了後、養豚資金に残額が生じた場合には、生産者負担金を納付した養豚事業者（事業実施期間終了前に（8）により事業参加を取り消された者を除く。）及びその他負担金を納付した者に返還するものとする。

(5) 事業対象肉豚の販売の報告及び確認

- ア 養豚事業者は、事業対象肉豚を販売した場合には、理事長が定める期日までに販売を行ったことを証する書類を機構に提出するものとする。
- イ 機構は、養豚事業者から提出された書類に基づき、販売の事実を確認するものとする。

(6) 平均粗収益及び平均生産コストの計算方法

ア及びイの計算に当たって、消費税及び地方消費税が含まれる項目については、その消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を用いるものとする。

ア 平均粗収益

理事長は、次の（ア）及び（イ）に掲げる価格を用いて四半期終了後に、年度当初から累計した1頭当たりの平均粗収益を計算する。ただし、平均粗収益の計算に当たっては、養豚補填金の交付対象となった四半期を除いて計算する。

(ア) 主産物価格

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第3項に規定する中央卸売市場及び畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）附則第10条の規定により中央卸売市場とみなされる市場（以下「28市場」という。）において、公益社団法人日本食肉格付協会（以下「日格協」という。）から「極上」、「上」、「中」、「並」（以下「並以上」という。）に格付けされた豚枝肉の取引総価額を枝肉取引総重量で除して得たキログラム当たりの平均枝肉価格に、28市場の並以上に格付けされた豚枝肉の枝肉取引総重量を取引成立頭数で除して得た1頭当たりの平均枝肉重量を乗じて得た額とする。

(イ) 副産物価額

第1四半期の計算時点で、農林水産省大臣官房統計部（以下「統計部」という。）から公表されている肥育豚生産費（以下「生産費調査」という。）における1頭当たりの副産物価額とする。

イ 平均生産コスト

理事長は、次の（ア）及び（イ）に掲げる費用を用いて四半期終了後に、年度当初から累計した1頭当たりの平均生産コストを計算する。ただし、平均生産コストの計算に当たっては、養豚補填金の交付対象となった四半期を除いて計算する。

#### (ア) 物財費、労働費等

生産費調査を用いる。ただし、一部の費目については、統計部が公表する農業物価統計の農業物価指数を用いて、生産費調査の調査期間の指数と四半期ごとにおける指数との変動率により調整した額とする。

#### (イ) と畜経費

28 市場（これに併設されていると畜場を含む。）における各市場の1頭当たりのと畜経費（と畜検査手数料、と畜解体料、と畜場使用料、冷蔵庫保管料（1日分相当）及び格付料（日格協が定める料金））を各市場における並以上に格付けされた豚枝肉の総取引頭数で加重平均して得た額とする。

ただし、各市場の1頭当たりのと畜経費は、原則として、平成25年度第1四半期の生産コストの計算に用いた額を上限とする。なお、第2四半期以降、と畜経費を引き下げた市場については、当該引下げ後のと畜経費を生産コストの計算に用いるものとする。

### (7) 養豚補填金

#### ア 養豚補填金単価等の設定

(ア) 理事長は、(6)のアの平均粗収益が(6)のイの平均生産コストを下回った場合、肉豚1頭当たりの養豚補填金単価を設定するものとする。この場合、養豚補填金単価は、平均粗収益と平均生産コストとの差額の8割を上限として、十円単位まで定め、単位未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、養豚補填金単価が百円未満である場合は養豚補填金単価を設定しないものとする。

(イ) 理事長は、養豚経営の安定のため早期支払の必要が高く、(ア)の養豚補填金単価の確定時期より前に養豚補填金の概算払を行う場合は、機構自ら収集した市場等の情報を勘案し(ア)の養豚補填金単価の設定に準じた方法により見込みの養豚補填金単価（以下「見込単価」という。）を設定することができるものとする。

#### イ 養豚補填金単価等の減額

機構は、養豚資金の全額を取り崩してもなお支払うべき養豚補填金の額に不足が生じる場合は、養豚補填金単価（見込単価を含む。）を減額することができるものとする。

#### ウ 養豚補填金単価等の公表

理事長は、養豚補填金単価（見込単価を含む。）を四半期ごとに養豚事業者（見込単価については、見込単価による概算払を希望する養豚事業者）に通知するとともに、機構のホームページに掲載するものとする。

#### エ 養豚補填金の交付

機構は、(4)のイの(ア)に基づき養豚補填金の交付対象となる全ての期間の生産者負担金を納付した養豚事業者に対し、当該交付対象期間中に販売された事業対象肉豚であって、生産者負担金が納付されたものの頭数に養豚補填金単価(養豚補填金単価の公表より前に見込単価による概算払を希望する養豚事業者に対して養豚補填金を交付する場合は見込単価)を乗じて得た額の養豚補填金を交付するものとする。また、見込単価による概算払を受けた養豚事業者に対し、当該概算払の額と養豚補填金単価による額との差額を交付するものとする。

#### (8) 事業参加の取消し

機構は、次のいずれかに該当する場合には養豚事業者の事業参加を取り消すことができるものとする。

ア 1の(3)に基づき養豚事業者から事業参加を中止する旨の届出があった場合

イ 養豚事業者が(4)のイの(ア)に基づく生産者負担金を納付しなかった場合

ウ 養豚事業者の代表者又は役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者であることが判明した場合

エ 養豚事業者が2の(1)に規定する事業参加者の要件に合致しないことが判明した場合

オ その他養豚事業者がこの要綱の規定に従わなかった場合

#### 3 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成30年度から平成32年度事業に対する養豚補填金の交付を完了するまでとする。

### 第5 補助金交付の手続等

#### 1 補助金の交付申請

養豚事業者は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が

別に定める期日までに、別紙様式第1号の養豚経営安定対策事業補助金交付申請（兼概算払請求）書（以下「交付申請書」という。）を作成の上、理事長に提出するものとする。

## 2 補助金の交付変更申請

養豚事業者は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の養豚経営安定対策事業補助金交付変更承認申請（兼概算払請求）書（以下「交付変更申請書」という。）を作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

## 3 補助金の概算払

理事長は、この事業の円滑な実施を図るため必要があると認めた場合は、交付決定額の範囲内で、補助金の概算払を行うことができるものとする。

養豚事業者は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、各四半期に納付した生産者負担金に応じて、1の交付申請書又は2の交付変更申請書を作成の上、理事長に提出するものとする。

## 4 事業の実績報告

養豚事業者は、毎年度、事業の完了した日から起算して1カ月を経過した日までに、別紙様式第3号の養豚経営安定対策事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を作成の上、理事長に提出するものとする。

# 第6 補助金の交付停止措置等

- 1 この事業における畜産業振興事業の実施についての11の(3)の規定に基づく補助金の交付停止措置とは、理事長が養豚事業者に対し法令違反に係る認定をした日の属する年度の翌年度の事業対象頭数を減じる措置（以下「法令違反措置」という。）をいう。
- 2 理事長は、別表2各号第1欄に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）の一に該当する養豚事業者（以下「法令違反者」という。）に対し、情状に応じて別表2各号第2欄に定めるところにより、又は他事業等において講じられる措置に応じて、法令違反措置対象頭数を定めるものとする。

当該法令違反者の法令違反に係る認定を受けた日の属する年度の

翌年度（当該認定が第4の1の（2）の承認前にあっては當年度）

（以下「法令違反措置年度」という。）の第4の2の（2）の事業対象頭数は、同イの規定にかかわらず、法令違反に係る認定を受けた年度の事業対象頭数から法令違反措置対象頭数を減じた頭数を上限とする。ただし、措置要件に関する法令に基づき、行政庁から肉豚の飼養頭数について行政指導を受けた場合については、当該行政指導による適正飼養頭数から法令違反措置対象頭数を減じた頭数を上限とする。

また、当該年度の事業対象頭数から全頭分を減じることができない場合は、さらに翌年度の事業対象頭数を同様の手法により減じるものとする。

なお、当該法令違反者が、措置要件の一に該当する行為（以下「該当行為」という。）の事実について速やかに報告し、十分な再発防止体制を整備する等情状酌量すべき特別の事情がある場合において、当該行為の悪質性の程度を考慮し相当と認めるときは、法令違反措置を行わないことができる。

- 3 法令違反者が措置要件のいずれにも該当したときの法令違反措置対象頭数は、別表2第1号第2欄に定める頭数とする。
- 4 法令違反者が法令違反に係る認定を受けた日から別表2各号第2欄に定める法令違反措置対象頭数の分子を月に読み替えた期間の満了後1年を経過するまでの間に、措置要件に該当することとなった場合における法令違反措置対象頭数最少最大は、それぞれ別表2各号第2欄に定める最少最大の2倍の頭数とする。
- 5 理事長は、法令違反者について、極めて悪質な事由があるとき又は該当行為により極めて重大な結果を生じたときには、法令違反措置対象頭数を別表2各号第2欄に定める最大の2倍まで加算することができる。
- 6 理事長は、法令違反措置年度中の法令違反者について、情状酌量すべき特別な事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表2各号及び前各項に定める頭数の範囲内で法令違反措置対象頭数を変更することができる。
- 7 理事長は、法令違反措置年度中の法令違反者が当該事案について責を負わないことが明らかとなつたと認める場合その他当該法令違反者について法令違反措置を継続することが適切ではないときは、当該法令違反者について法令違反措置を解除し、又は、法令違

反措置対象頭数を変更することができる。

- 8 理事長は、5、6又は7による変更が生じた場合であって、法令違反措置を解除し、又は、法令違反措置対象頭数を減じる場合は、第4の2の(2)の規定にかかわらず、当該法令違反者の事業対象頭数を変更することができるものとする。また、法令違反措置対象頭数を加算する場合で、第4の1の(2)の承認後に変更する場合にあっては、翌年度に2の方法を適用するものとする。
- 9 理事長は、2の規定により法令違反措置を行い、若しくは5、6若しくは7の規定により法令違反措置対象頭数を変更し、又は7の規定により法令違反措置を解除したときは、当該養豚事業者に対し、遅滞なく通知するものとする。

## 第7 事務手続の委託等

- 1 養豚事業者は、本要綱に定める第4の1の事業参加申込書の作成以降の諸手続について、これを自ら行うほか、農業協同組合等に委託して当該農業協同組合等を通じて手続きを行うことができるものとする。
- 2 機構は、この事業の事務の一部を委託することができるものとする。

## 第8 事業の推進指導等

- 1 養豚事業者は、農林水産省、機構及び都道府県の指導の下、第7の2に基づき機構が事務の一部を委託した団体、一般社団法人日本養豚協会等の関係団体との連携を図るとともに、事業の適正かつ円滑な実施に努めるものとする。
- 2 この事業の実施に当たっては、養豚事業者は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境規範」という。)に基づき、原則として、毎年度1回以上、環境規範の1の(2)の点検シートを機構に提出すること等により、環境と調和のとれた農業生産活動の推進が図られるよう努めるものとする。ただし、養豚事業者が、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合は、この限りではない。
- 3 都道府県は、この事業の適正かつ円滑な推進を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底、養豚事業者等に対する指導その他必

要な支援に努めるものとする。

- 4 機構は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、養豚事業者に関する情報を都道府県に提供するものとする。

#### 第 9 報告及び調査

機構は、必要があると認めたときは、養豚事業者に対し、事業実施及び事業実績、その他必要な事項について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

#### 第 10 帳簿等の整備保管等

養豚事業者は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。

ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して 5 年間とする。

#### 第 11 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、理事長が別に定めることができるものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度に終了した事業については、この要綱の制定前の養豚経営安定対策事業実施要綱（平成 22 年 5 月 14 日付け 22 農畜機第 762 号。以下「平成 22 年度要綱」という。）の規定は、なお効力を有するものとする。
- 3 平成 29 年度に終了した事業については、この要綱の制定前の平成 27 年度要綱の規定は、なお効力を有するものとする。
- 4 平成 22 年度要綱附則 8 に該当する者にあっては、要綱第 4 の 2 の（1）のウ及びエの規定にかかわらず、事業実施期間途中での参加も認めるものとする。
- 5 平成 22 年度要綱附則 9 に該当する者のうち、対象地域の養豚事業者であって、東日本大震災等に起因して肉豚の生産が減少した後、減少前の水準まで生産が回復していない者にあっては、平成 30 年度における事業対象頭数は、要綱第 4 の 2 の（2）のウの規定にかかわら

ず、当該年度の販売見込頭数を上限とする。

- 6 平成 27 年度要綱附則 8 に該当する者にあっては、要綱第 4 の 2 の（1）のアのただし書中の「農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 11 条の 51 の規定に定める農業経営規程を定め、農業の経営を行っている者」には、「平成 30 年度までに農業経営規程を定め、農業の経営を行うことが確実である者」と理事長が認める者を含むものとする。ただし、その場合であっても、平成 30 年度までに農業経営規程を定められない場合には、交付した養豚補填金を返還させることができるものとする。
- 7 平成 27 年度要綱附則 19 に該当する者にあっては、要綱第 4 の 2 の（1）のウ及びエの規定にかかわらず、本事業実施期間途中での参加を認めるものとする。
- 8 理事長が要綱第 6 の 1 による法令違反に係る認定をした日が本事業実施期間の最終年度に属する場合（理事長が当該最終年度において同第 4 の 1 の（2）の承認前に同第 6 の 1 による法令違反に係る認定をした場合を除く。）であって、本事業実施期間終了後に、本事業と同様の事業が新たに設けられた場合にあっては、同第 6 にある補助金の交付停止措置等と同様の措置等を講じるものとする。
- 9 市町村から、平成 29 年度大雪（平成 29 年 11 月から平成 30 年 3 月までの間における数度にわたる大雪をいう。）による畜産関連施設（6 次産業化関連施設を除く。以下同じ。）の被害を証明する書面の交付を受けた養豚事業者にあっては、平成 30 年度第 1 四半期（平成 30 年 4 月～6 月）の要綱第 4 の 2 の（4）のイの（ア）に規定する生産者負担金の納付を免除できるものとする。
- 10 機構が、9 の規定に基づき生産者負担金の納付を免除した肉豚について、要綱第 4 の 2 の（7）のエに基づき養豚補填金を交付する場合の当該補填金単価は、同第 4 の 2 の（7）のアの（ア）の理事長が定める養豚補填金単価の 2 分の 1 に相当する額として、理事長が別に定めるものとする。
- 11 市町村から、平成 30 年 5 月 20 日から 7 月 10 日までの間の豪雨及び暴風雨（梅雨前線豪雨、台風第 5 号、台風第 6 号、台風第 7 号及び台風第 8 号）による畜産関連施設の被害を証明する書面の交付を受けた養豚事業者にあっては、平成 30 年度第 1 四半期（平成 30 年 4 月～6 月）の要綱第 4 の 2 の（4）のイの（ア）に規定する生産者負担金の納付を免除できるものとする。

12 機構が、11 の規定に基づき生産者負担金の納付を免除した肉豚について、要綱第4の2の(7)のエに基づき養豚補填金を交付する場合の当該補填金単価は、同第4の2の(7)のアの(ア)の理事長が定める養豚補填金単価の2分の1に相当する額として、理事長が別に定めるものとする。

13 市町村から、平成30年北海道胆振東部地震又は平成30年台風第21号による畜産関連施設の被害を証明する書面の交付を受けた養豚事業者にあっては、平成30年度第2四半期（平成30年7月から9月まで）の要綱第4の2の(4)のイの(ア)に規定する生産者負担金の納付を免除できるものとする。

14 機構が、13 の規定に基づき生産者負担金の納付を免除した肉豚について、要綱第4の2の(7)のエに基づき養豚補填金を交付する場合の当該補填金単価は、同第4の2の(7)のアの(ア)の理事長が定める養豚補填金単価の2分の1に相当する額として、理事長が別に定めるものとする。

15 市町村から、平成30年台風第24号による畜産関連施設の被害を証明する書面の交付を受けた養豚事業者にあっては、平成30年度第2四半期（平成30年7月から9月まで）の要綱第4の2の(4)のイの(ア)に規定する生産者負担金の納付を免除できるものとする。

16 機構が、15 の規定に基づき生産者負担金の納付を免除した肉豚について、要綱第4の2の(7)のエに基づき養豚補填金を交付する場合の当該補填金単価は、同第4の2の(7)のアの(ア)の理事長が定める養豚補填金単価の2分の1に相当する額として、理事長が別に定めるものとする。

附 則（平成30年4月13日付け30農畜機第359号）  
この要綱の改正は、平成30年4月13日から施行する。

附 則（平成30年7月16日付け30農畜機第2377号）  
この要綱の改正は、平成30年7月16日から施行する。

附 則（平成30年8月3日付け30農畜機第2737号）  
この要綱の改正は、平成30年8月3日から施行する。

附 則（平成30年9月28日付け30農畜機第3676号）

この要綱の改正は、平成 30 年 9 月 28 日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 31 日付け 30 農畜機第 4301 号）

この要綱の改正は、平成 30 年 10 月 31 日から施行する。

別表 1

補助対象経費	補助率
養豚事業者が、養豚補填金の交付を受けるために必要な経費	1/2 ただし、養豚資金から支出できる額の範囲内で、養豚補填金の交付対象となる期間に販売された事業対象肉豚に、養豚補填金単価を乗じて得た額の1/2の額と同額とする。

別表 2

号	第1欄 (措置要件)	第2欄 (法令違反措置対象頭数)
1	<p>(畜産物の生産・流通・消費に関する法令への違反行為)</p> <p>養豚事業者（この号においては、その役員又は使用人を含む。）が畜産の生産・流通・消費に関する法令に違反した容疑により公訴を提起された場合において、その行為態様、代表役員の関与の有無、当該行為が行われた期間及び社会的影響等を総合的に勘案して、補助金交付の相手方として不適当であると認められるとき</p>	当該認定をした年度の事業対象頭数の 2/12 以上 12/12 以内
2	<p>(前号に掲げる法令以外の法令への違反行為)</p> <p>前号に掲げる場合のほか、養豚事業者（この号においては、その代表役員を含む。）が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）の規定による罰金刑の言い渡しを受けた場合において、その行為態様及び社会的影響等を総合的に勘案して、補助金交付の相手方として不適当であると認められるとき</p>	当該認定をした年度の事業対象頭数の 1/12 以上 12/12 以内

注) 第2欄各号の当該認定をした年度とあるのは、当該認定が第4の1の(2)の承認前にあっては前年度をいう。

別紙様式第1号

平成 年度養豚経営安定対策事業補助金交付申請（兼概算払請求）書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所  
団体名等  
(代表者) 氏名

印

平成 年度において、養豚経営安定対策事業を下記のとおり実施したいので、  
養豚経営安定対策事業実施要綱第5の1の規定に基づき、補助金  
円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

また、申請のとおり交付決定されたときは、概算払いにより金 円を支払わ  
れたく同要綱第5の3の規定に基づき、請求するとともに、同額の養豚資金から  
の養豚補填金を併せて請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙1のとおり。

3 事業に要する経費及び負担区分

(単位:円)

区分	事業費 ① = ② + ③	負担区分		既概算払 受領額	今回概算 払請求額
		機構 補助金②	養豚資金 ③		
養豚経営安定対策					
合計					

4 事業開始及び完了予定年月日

平成 年 月 日～平成 年 月 日

5 振込先金融機関名

(1) 金融機関名 ○○銀行 ○○支店

(2) 預金の種類

(3) 口座番号

(4) 口座名義

別紙 1  
養豚経営安定対策事業進行状況

1 事業実施主体

養豚事業者 ID	氏名又は組織名

2 事業対象頭数

年間頭数①	頭
-------	---

3 四半期別販売報告頭数等

(単位 : 頭、円)

対象四半期	販売報告頭数②	うち生産者負担金納入頭数③	翌四半期以降の事業対象頭数④ = ① - ③ の累計頭数	負担金納付額⑤
第1四半期				
第2四半期				
第3四半期				
第4四半期				
合計				

4 養豚補填金算定

(単位 : 頭、円)

対象四半期	交付対象頭数①	養豚補填金単価②	養豚補填金交付額① × ②	補助金相当額③ = ① × ② × 1/2	③の累計④
第1四半期					
	計				
第2四半期					
	計				
第3四半期					
	計				
第4四半期					
	計				
合計					

上段 : 見込単価による交付

中段 : 見込単価と確定した補填金単価との差額交付

下段 : 確定した補填金単価による交付。ただし、見込単価により交付を受けた場合にあっては上段と中段の合計

5 養豚経営安定対策事業既概算払額

6 養豚経営安定対策事業今回（追加）交付申請額

7 養豚経営安定対策事業今回（追加）概算払請求額

別紙様式第2号

平成 年度養豚経営安定対策事業補助金交付変更承認申請（兼概算払請求）書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名等

(代表者) 氏名

印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった養豚経営安定対策事業の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、養豚経営安定対策事業実施要綱第5の2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

また、申請のとおり変更交付決定されたときは、概算払いにより金 円を支払われたく同要綱第5の3の規定に基づき、請求するとともに、同額の養豚資金からの養豚補填金を併せて請求します。

記

1 変更の理由

2 事業の内容

別紙1のとおり。

3 事業に要する経費及び負担区分

(単位:円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		既概算払 受領額	今回概算 払請求額
		機構 補助金②	養豚資金 ③		
養豚経営安定対策					
合計					

4 事業開始及び完了予定年月日

平成 年 月 日～平成 年 月 日

5 振込先金融機関名

- (1) 金融機関名 ○○銀行 ○○支店
- (2) 預金の種類
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義

(注) 補助金の交付決定によって通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

ただし、当該変更の対象外となる事項については省略する。

別紙様式第3号

平成 年度養豚経営安定対策事業実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所  
団 体 名 等  
(代表者) 氏名

印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった養豚経営安定対策事業については、下記のとおり実施したので、養豚経営安定対策事業実施要綱第5の4の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

なお、併せて精算金 円を交付されたく、請求いたします。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙2のとおり。

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費 ①=②+③	負 担 区 分		備考
		機構 補助金②	養豚資金③	
養豚経営安定対策				
合 計				

## 4 事業に係る精算額

(単位：円)

区分	補助金確定額	既概算払 受領額	差引精算額
養豚経営安定対策			
合計			

## 5 振込先金融機関名

- (1) 金融機関名 ○○銀行 ○○支店  
(2) 預金の種類  
(3) 口座番号  
(4) 口座名義

## 別紙2

## 養豚経営安定対策事業実績報告書

## 1 事業実施主体

養豚事業者 ID	氏名又は組織名

## 2 事業対象頭数

年間頭数①	頭
-------	---

## 3 四半期別販売報告頭数等

(単位：頭、円)

対象四半期	販売報告頭数 ②	うち生産者負 担金納入頭数 ③	翌四半期以降 の事業対象頭 数④=①-③ の累計頭数	負担金納付額 ⑤
第1四半期				
第2四半期				
第3四半期				
第4四半期				
合計				

## 4 養豚補填金算定

(単位：頭、円)

対象四半期	交付対象 頭数①	養豚補填 金単価②	養豚補填 金交付額 ①×②	補助金相 当額③= ①×②× 1/2	③の累計 ④
第1 四半期					
	計				
第2 四半期					
	計				
第3 四半期					
	計				
第4 四半期					
	計				
合計					

上段：見込単価による交付

中段：見込単価と確定した補填金単価との差額交付

下段：確定した補填金単価による交付。ただし、見込単価により交付を受けた場合にあっては上段と中段の合計